

企業経営に資する知的財産契約

三分法による知的財産の見える化論

—知的財産の活用は三分化することにより見える化することを考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目 次

1. はじめに：三分法による知的財産の見える化論
2. オープンイノベーションの基本的形態
3. オープンイノベーション選択理由
4. オープンイノベーション対応の基本的考え方
5. 知的創造サイクルごとのオープンイノベーション対応
6. オープンイノベーション戦略
7. 知的創造サイクルの逆回し
8. 技術移転契約の概要
9. ライセンス契約の作文と独占禁止法
10. 創り込み、表現、評価
11. 企業経営における知的財産の基本的機能
12. デザイン分野におけるオープンイノベーション対応論
13. 不正競争防止法における営業秘密保護の要件
14. 知的財産ポートフォリオ
15. オープンイノベーションの促進化における知的財産
16. 企業経営における知的財産の機能と戦略
17. オープンイノベーションと知的財産契約
18. 知的財産の機能
19. イノベーション
20. 職務発明の3要件
21. 知的財産人材
22. 営業秘密（ノウハウ）と特許権、著作者の権利との比較
23. まとめ：知的財産活用の基本、応用、戦略

1. はじめに：三分法による知的財産の見える化論

本論においては、そのポイントを、次の通りとする。

- ① 企業経営の目的、企業経営理念の基本は、持続的発展、競争力である。そのためには、イノベーションが必要不可欠である。
- ② イノベーションは、知的財産法制度に下支えされて実効性が期待できる。なお、知的財産法制度は、イノベーションとの関係においては目的ではなく、イノベーションの成果を法的にガードする選択的、補完的位置づけである。従って、知的財産関係法は、イノベーション促進のための制度設計・運用が期待される。
- ③ ところで、企業が独立した組織体であり、企業目的が独立している以上、一般的には、自前主義、独自主義、オリジナルイノベーションが基本である中で、イノベーションの効率最大化のためには、オープンイノベーションを選択的、補完的に位置づけ、実施することが有益である。
- ④ オープンイノベーションの実施においては、知的財産の活用、知的財産契約への適切な対応が必要不可欠である。すなわち、知的財産の存在により安心してオープン対応が可能となり、客観的評価要素となり、競争優位が確保できるからである。
- ⑤ 知的財産問題は、多種多様であるが多くの問題は、三分法による把握により理解、判断が容易になる。本講においては知的財産に関する主な問題を三分法により整理する。また、知的財産契約は多くの場合企業経営に資する結果となる。

2. オープンイノベーションの基本的形態

オープンイノベーションの形態については、オープンイノベーションの意義が、一般的に、分野や状況によって一定不変でない中で、多種多様であるが、次のものを挙げることができる。

- ① $A \rightarrow B$ アウトイノベーション 例：開発・創作受託、ライセンシングアウト
- ② $A \leftarrow B$ インイノベーション 例：開発・創作委託、ライセンシングイン
- ③ $A \leftrightarrow B$ クロスイノベーション 例：共同開発・創作、クロスライセンシング

オープンイノベーション → さらなるイノベーション

↑ ①安心してオープン対応 ②客観的評価要素 ③競争優位確保

知的財産の存在：知的財産契約

↑

イノベーション

3. オープンイノベーション選択理由

企業経営におけるオープンイノベーションは、イノベーションの効率を最大化するための選択的、補完的手段である。そのような観点からオープンイノベーションの選択理由を整理すると、

- ①経済・経営環境面から経営、技術革新のスピード化、技術、システムの複雑化、②知的財産法制度面から知的財産ポートフォリオの必要性、他社権利の存在、相互補完、③経営戦略面から時間を買う、垂直立上げ、コストパフォーマンス等が指摘できる。詳細は、次の通りである。